



平成30年9月25日  
大臣官房総務課

## 「国土交通省組織令の一部を改正する政令」が閣議決定

平成30年度の国土交通省の組織改編を実施するため、国土交通省組織令について所要の改正を行うもの。（平成30年10月1日施行）

### I. 背景

今般、航空交通管制部の所掌事務の的確な遂行を図るため、神戸航空交通管制部を設置する等の改正を行うものです。

### II. 概要

国土交通省組織令を以下のとおり改正します。

- ・神戸航空交通管制部を設置等する。

### III. 今後のスケジュール

公 布：平成30年9月28日（金）

施 行：平成30年10月1日（月）

#### **【問い合わせ先】**

大臣官房総務課	法規第七係長	下川	代表：03-5253-8111（内線21-484）
	法規第七係員	橋詰	代表：03-5253-8111（内線21-476）
			直通：03-5253-8185
			FAX：03-5253-1523